

高松空港航行不能航空機撤去要領

令和 7（2025）年 10 月 1 日高運第 3160 号

高松空港株式会社

改正記録

番号	改正年月日	改正概要
(新規制定)	令和7(2025)年10月1日	—

目 次

第1章 総則

1. 目的
2. 用語の定義
3. 撤去作業の実施
4. 運航者撤去作業計画及び同意書の提出
5. 撤去活動の流れ
6. 航空事故等の該当判断及び警察の現場検証に係る現場保存

第2章 撤去計画

1. 高松空港の撤去作業に係る体制
2. 撤去資機材の搬入出ルート
3. 撤去作業に使用する様式等

第3章 空港会社撤去作業計画

1. 定期便サイズ（コードC以上）
2. 小型機（コードC未満）・回転翼機

第4章 AIP 及び WEB 等による情報開示

第5章 事後検討会

第6章 訓練

第1章 総則

1. 目的

本要領は航行不能航空機を撤去又は移動させる際に必要となる事項、資機材等及び航行不能航空機の撤去に係る事前準備から事後処理を行う上で必要となる各種手順等を定めることを目的とする。

2. 用語の定義

- (1) 「航行不能航空機」とは、航空機移動区域又はその付近において航行不能となった航空機をいう。なお、航行不能とは、自走による移動ができない状態や自走できる状態であってもパイロットが急病等の事情により航空機を自走させる能力を喪失した状態をいう。
- (2) 「撤去作業」とは、航行不能航空機を航空機の運航に影響のない区域まで撤去するため、航行不能航空機の状態に応じて行う、以下の作業を総じていう。
 - a 航空機移動作業（以下「デバッグ」という。）
航空機の損傷が比較的軽微である場合又は損傷が全くない状態で、滑走路又は誘導路等で航空機が動けなくなった状態や滑走路又は誘導路等から航空機が逸脱した状態における航空機の移動作業。
 - b 航空機回収作業（以下「リカバリー」という。）
航空機の損傷等により、牽引車及び牽引バーの使用による移動ができない状態における航空機の回収作業。
 - c 航空機機体撤去作業（以下「サルベージ」という。）
航空事故等により航空機が重大な損傷を受け、機体が全損したとみなされる状態における航空機の撤去作業。
- (3) 「二次的損傷」とは、航空機の撤去を必要とする事案発生後、撤去作業中に当該機へ生じた損傷をいう。
- (4) 「運航者等」とは、航行不能航空機の使用人及び所有者をいう。
- (5) 「撤去作業調整者」とは、航行不能航空機の撤去のための運航者等及び関係機関等との総合的な調整を行うための調整者をいい、高松空港株式会社（以下「空港会社」という。）空港運営事業部空港運用グループリーダーとする。
- (6) 「撤去責任者」とは、運航者等又は撤去作業調整者が指名する航空機を撤去するために必要な技術上、経済上の決定を行うことのできる責任者をいう。
- (7) 「現場作業責任者」とは、撤去責任者の元で、航行不能航空機事案の現場において、実際の撤去作業の調整、指示を行う責任者をいい、撤去責任者がこれを指名する。
- (8) 「撤去計画」とは、撤去作業のうち、汎用的な内容に関する計画をいい、空港内における撤去作業体制並びに撤去資機材の搬入出ルート、計画及び記録に使用する様式を含む。
- (9) 「運航者撤去作業計画」とは、運航者等が所有の航行不能航空機を撤去するための

準備及び撤去作業に係る具体的計画をいう。機種毎にデバッグ、リカバリー、サルベージでの分類により作成する。

- (10)「空港会社撤去作業計画」とは、空港会社が自ら撤去作業を行うための準備及び撤去作業に係る具体的計画をいう。
- (11)「撤去実施計画」とは、撤去計画及び運航者撤去作業計画、空港会社撤去作業計画を基に、実際に発生した航行不能航空機事案に対処するため、撤去作業調整者が事案毎に作成する実践的な計画をいう。
- (12)「暫定滑走路運用」とは、着陸帯(2)又は着陸帯に隣接するその他の区域に航行不能航空機が存在する状態(隣接するその他区域にあつて転移表面に抵触しない場合を除く)で、内側転移表面が確保されている場合に滑走路運用することをいう。
- (13)「撤去作業関係者」とは、空港会社及び高松空港に常駐する運航者、撤去作業実施者、撤去作業に使用する資機材又は要員の提供者、撤去作業に係る調整先などをいう。

3. 撤去作業の実施者

航行不能航空機の撤去作業は、原則として運航者等が実施するものとする。ただし、以下の理由により空港会社が必要と判断した場合は、空港会社が撤去作業を代行する。

- ・運航者等から撤去作業を依頼された場合
- ・運航者等が死傷等により、撤去作業を行うことが困難な場合
- ・撤去作業の見通しを立てるまでに相当の時間を要するなど、滞留旅客や気象状況等を総合的に考慮し、空港運用に甚大な影響を及ぼす場合

4. 運航者撤去作業計画並びに同意書の提出

(1) 航空運送事業者及び航空機使用事業者

高松空港を使用する運航者等のうち、航空機運送事業及び航空機使用事業を営業者は、空港会社が指定する期日までに運航者撤去作業計画(様式1)及び同意書(様式2)を提出すること。また、提出した運航者撤去作業計画に変更が生じた場合は、ただちに空港会社に変更した計画を提出すること。

(2) 自衛隊等

以下の運航者等は運航者撤去作業計画及び同意書を提出しなくともよい。

- ・自衛隊(自衛隊から新造機製造又は自衛隊が所有する航空機の整備作業等を受託して当該航空機を運航する場合にあつては、当該受託者)
- ・軍
- ・国の行政機関から便宜供与依頼があつた航空機の運航者等(便宜供与依頼のあつた飛行及び当該飛行に関連する一連の飛行に限る。)

(3) その他の運航者

高松空港を使用する上記(1)、(2)以外の運航者等は運航者撤去作業計画(様式3)及び同意書(様式4)を高松空港使用前までに提出すること(ただし、以下の運

航者等は事案発生後でもよい)。また、提出した運航者撤去作業計画に変更が生じた場合は、ただちに空港会社に変更した計画を提出すること。

- ・ 目的地変更により高松空港を使用する運航者等
- ・ 高松空港を目的地としない使用の運航者等

なお、空港会社撤去作業計画により撤去作業を行う場合は運航者撤去作業計画を提出しなくともよい。

(4) 高松空港撤去作業計画一覧の作成

空港会社は提出のあった運航者撤去作業計画及び空港会社撤去作業計画を基に高松空港撤去作業計画一覧(様式6)を作成する。

5. 撤去活動の流れ

航行不能航空機が発生してから暫定滑走路運用終了までの流れを撤去活動の流れ(別図1)のとおり示す。各段階の詳細については以下のとおり。

(1) 航行不能航空機発生

- ① 運航者等は航行不能航空機が発生した旨、空港会社又は高松空港管制所に通報する。
- ② 空港会社は必要に応じて、滑走路及び誘導路、その他空港の施設を閉鎖する。
- ③ 空港会社は航行不能航空機発生について航行不能航空機事案発生時の情報提供要領(別紙1)(以下、「情報提供要領」という。)に基づき情報提供を行う。

(2) 状況確認・作業検討

撤去作業調整者は航行不能航空機の運航者等からの報告及び現場の状況を確認したうえで、高松空港撤去作業計画一覧からいずれを基に作業するかを運航者等及び撤去作業関係者と調整し、決定する。なお、計画を選定する際は、当該機の空港運用への影響を可能な限り減少させるよう考慮すること。

なお、迅速な撤去作業開始のために保険会社の判断を待つ余裕がない場合は、サルベージの可能性があってもリカバリーで作業を開始することを検討すること。なお、リカバリーで作業を開始した場合でも、保険会社の判断でサルベージでの作業が可能となった場合はサルベージでの作業に変更することができる。

また、情報提供要領に基づき撤去作業完了見込み時刻を含む情報提供を行う。

(3) 滑走路運用の可否決定

空港会社は着陸帯及び隣接するその他区域に航行不能航空機がある場合、航行不能航空機の位置及び高さに応じて障害の程度を判定し、滑走路運用の可否を判断する。暫定滑走路運用を行う場合、空港会社は「高松空港における航行不能航空機がある場合の暫定滑走路運用に関する申し合せ」に基づき調整を行い、滑走路の運用を再開する。

また、空港会社は空港の施設の損傷及びそれに係る運用制限を含む情報提供を情報提供要領に基づき行うとともに、暫定滑走路運用を行う場合は、航行不能航空機の位置等に関するノータム発行手続きを行う。

(4) 撤去責任者及び現場作業責任者の指名

- ① 運航者等は撤去責任者を指名する。なお、空港会社が撤去作業を代行する場合は、撤去作業調整者が撤去責任者を指名する。
- ② 撤去責任者は現場作業責任者を指名する。

(5) 撤去計画作成等各種調整

撤去作業調整者は以下の事項について確認と判断及び調整等を行う。

① 撤去実施計画の作成

作業分担や依頼などの調整を行い、撤去実施計画を作成する。空港会社は撤去作業完了予定時刻を含む情報提供を行う。

② 旅客等の降機及び搬送並びに貨物等の取り卸し

旅客及び乗務員の降機及び搬送、貨物や航空機燃料等の取り卸しのため、高松空港管制所及びC I Q等と必要な調整を行う。なお、航空機事故に該当する可能性がある場合、乗務員は全て、旅客とは完全分離して移送、待機できるよう調整を行うこと。

③ 航空事故等調査及び警察による現場検証に係る調整

a. 航空事故等調査に係る調整

航行不能航空機の撤去及び移動に関して、大阪航空局関西空港事務所航空管制運航情報官（以下「関西運航情報官」という。）経由で運輸安全委員会と調整する。

b. 警察による現場検証に係る調整

航行不能航空機の撤去及び移動に関して、警察機関と調整する。

④ 撤去作業以外の工事・作業の調整

撤去作業に支障を及ぼさないために制限区域内の工事及び作業を調整するよう空港会社に指示する。

(6) 撤去作業開始

撤去作業調整者は撤去作業を開始する場合、情報提供要領に基づき、撤去作業完了予定時刻を含む情報提供を行う。

(7) 撤去作業実施

撤去作業調整者は撤去作業を実施するにあたり、以下を行う。なお、撤去作業完了予定時刻が変更となる場合は、変更した撤去作業完了予定時刻を含む情報提供を情報提供要領に基づき行う。

- ・撤去作業全体の進捗管理
- ・気象情報の監視及び周知
- ・撤去作業記録簿の作成（写真、動画撮影を含む）
- ・進捗状況の関係者への報告

(8) 撤去作業完了

撤去作業調整者は撤去作業が完了した場合、滑走路運用再開又は暫定滑走路運用終了予定時刻を含む情報提供を情報提供要領に基づき行う。

(9) 滑走路運用再開・暫定滑走路運用終了

空港会社は滑走路運用を再開する、又は暫定滑走路運用を終了する場合、情報提供を情報提供要領に基づき行う。なお、滑走路運用再開後又は暫定滑走路運用終了後も空港の施設の損傷に係る運用制限が継続する場合は、運用制限の内容及び終了予定日時を含めること。

6. 航空事故等の該当判断及び警察の現場検証に係る協力

運航者等は撤去及び移動に係る作業を早期に開始するため、航行不能航空機及びその発生現場の保存に努めるとともに、航空事故等の該当判断及び警察の現場検証に係る航空局又は警察、空港会社の調査及び検証、確認に可能な限り協力すること。

第2章 撤去計画

空港会社は撤去計画として、以下を作成する。

1. 撤去作業に係る体制
 - (1) 撤去作業関係者一覧
 - (2) 撤去作業資機材等リスト
 - (3) 撤去作業要員リスト
2. 撤去資機材等の搬入出ルート
撤去資材等搬入出ルート図
3. 撤去作業に使用する様式
 - (1) 撤去実施計画（様式7）
 - (2) 撤去作業記録簿（様式8）

第3章 空港会社撤去作業計画

空港会社は空港会社撤去作業計画として、航行不能航空機のサイズ毎に以下を作成する。

1. 定期便サイズ（航空機コードC以上：全幅3.6m以上）
高松空港（株）航行不能航空機撤去作業計画（定期便サイズ）
2. 小型機（コードC未満：全幅3.6m未満）及び回転翼機
高松空港（株）航行不能航空機撤去作業計画（小型機・回転翼機）

第4章 A I P及びWEB等による情報開示

空港会社は以下により航行不能航空機撤去に関する情報を開示する。

1. A I Pによる情報の開示

高松空港が有する航行不能航空機の撤去能力（撤去作業調整者の連絡先を含む）について記載する。記載した内容に変更が生じた場合、空港会社は必要な手続きを行う。

2. 高松空港ホームページによる情報の開示

本要領及び空港会社撤去作業計画は高松空港ホームページに掲載する。掲載した内容に変更が生じた場合、空港会社は変更した内容を掲載する。

第5章 事後検討会

空港会社は航行不能航空機の撤去を行った場合は、撤去作業終了後、運航者等及び撤去作業関係者、その他撤去に関係する者と次の事項を含む事後検討会を行う。また、事後検討会の結果、本要領及び撤去に係る各種計画の見直しが必要な場合は、空港会社及び運航者等は見直しを行う。

- ・ 運輸安全委員会からの要求に対する対応結果
- ・ 撤去作業に係る時間経過報告
- ・ 撤去作業の方法及び機材に関すること

第6章 訓練

空港会社は、早期の空港運用再開に至る準備と作業の実効性を確保するため、以下のとおり訓練を実施するものとする。

1. 訓練対象者

訓練の対象は、空港会社及び撤去作業関係者「撤去作業関係者一覧」のとおりとする。ただし、訓練の内容に応じて必要な関係機関により行うことができる。

2. 訓練計画の策定

訓練計画は複数年（概ね5年を目安）の計画を策定した上で、単年毎に実施項目及び到達目標を設定する。

3. 訓練の実施

（1）訓練の種類

- a) 実地訓練
- b) 机上訓練
- c) 過去の航行不能航空機発生時の記録等の研究
- d) 航空機（機体特性）の学習
- e) 撤去機材の研究
- f) その他有効な訓練

（2）訓練の頻度

訓練は毎年1回以上実施する。ただし、別に定める航空機事故対応総合訓練等と併せて実施することができる。

4. 訓練実施後の措置

空港会社及び撤去作業関係者は訓練を実施した場合、速やかに訓練の評価を行い、不具合事項等に関する改善措置を講じるものとし、必要に応じて2. 訓練計画ならびに本要領等の見直しを行う。

運航者撤去作業計画

【航空運送事業者・航空機使用事業者】

作成日：年 月 日

事業者名：

所在地：

電話番号：

E-mail：

航空機が航行不能となった場合に備えるため、航行不能の種類に応じ【デバッグ編】【リカバリー編】【サルベージ編】について、それぞれ該当する型式に応じた運航者撤去作業計画を提出します。

なお、「高松空港航行不能航空機撤去要領」により空港会社が撤去作業を代行することを決定した場合は、空港会社に撤去作業の一部又は全部を委託するとともに、以下に記載の撤去に必要な資機材・要員等を空港会社に可能な限り提供します。

また、本計画の内容が変更となった場合は、計画を変更のうえ、ただちに空港会社に提出します。

運航者撤去作業計画【デバッグ編】

事 業 者 名	
航空機型式	

【本計画が想定する場合】

航空機の損傷が比較的軽微である場合又は損傷が全くない状態で、滑走路又は誘導路上で航空機が動けなくなった状態や滑走路等からの逸脱した状態において、航空機を移動させる場合

【撤去方法の概要】

1. 運航者撤去作業体制

※必要に応じて組織図等を添付すること。夜間等の緊急連絡先を含めること。

(1) 代表者

会 社 名	
所 属	
役 職	
氏 名	
住 所	
電話番号	
E-mail	

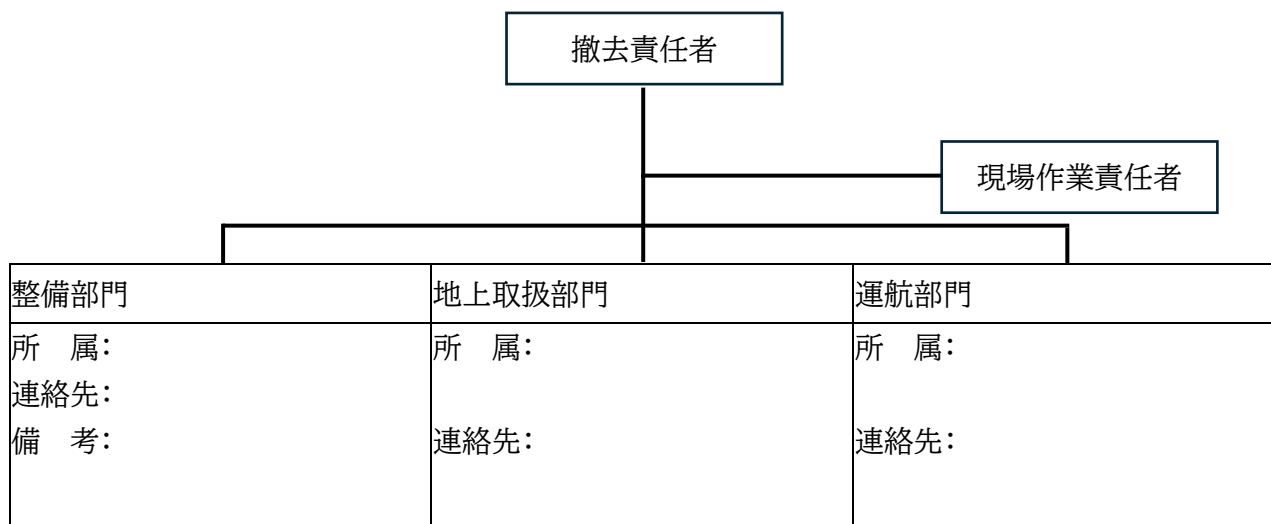
(2) 撤去責任者(航空機を撤去するために必要な技術上、経済上の決定を行うことのできる責任者)

会 社 名	
所属・役職	
氏 名	
住 所	
電話番号	
E-mail	

(3) 現場作業責任者(撤去責任者の元、現場で実際の撤去作業の調整、指示を行う責任者)

会 社 名	
所属・役職	
氏 名	
電話番号	

(4) 運航者撤去作業体制



(5) その他関係機関(本社・支援部門・保険会社等、撤去作業に係り連絡が必要な機関を記載)

関係機関名	連絡先	備 考

2. 資機材並びに要員リスト(※必要に応じて委託先を含むものとする。)

(1) 機体撤去に必要な機材リスト

- ※ 資機材等の搬入出について、高松空港撤去計画に定める搬入出ルート以外のルートを使用する場合は、空港会社と調整のうえ、ルート図を添付すること。
- ※ 資機材等の搬入出において通行許可が必要な場合は、空港内の搬入出ルートについて空港会社に調整のうえ、事前に必要な通行手続きを行い、許可を得たルートのルート図を添付すること。

(2) 機体撤去(資機材等の搬入出を含む)に必要な要員リスト

- ※ 資機材等搬入出時の交通規制等、安全措置が必要な場合はその要員も含むこと。

3. 撤去に係る航空機部品等の手配・調達方法

(1) 空港内に保有する予備品等

(2) 空港外から搬送する航空機部品等

場 所	輸送手段	時間(目安)	備 考

(3) その他参考となる事項

4. 撤去作業に関する方法

5. その他参考となる事項

運航者撤去作業計画【リカバリー編】

所 有 者	
航空機型式	

【本計画が想定する場合】

滑走路からの逸脱又は墜座、前脚又は主脚を含む損傷等のため、航空機リカバリーキット又はクレーンのような重機等を使用しなければ航空機を移動させることができない場合（全損を除く。）

【撤去方法の概要】

1. 運航者撤去作業体制

※必要に応じて組織図等を添付すること。夜間等の緊急連絡先を含めること。

(1) 代表者

会 社 名	
所 属	
役 職	
氏 名	
住 所	
電話番号	
E-mail	

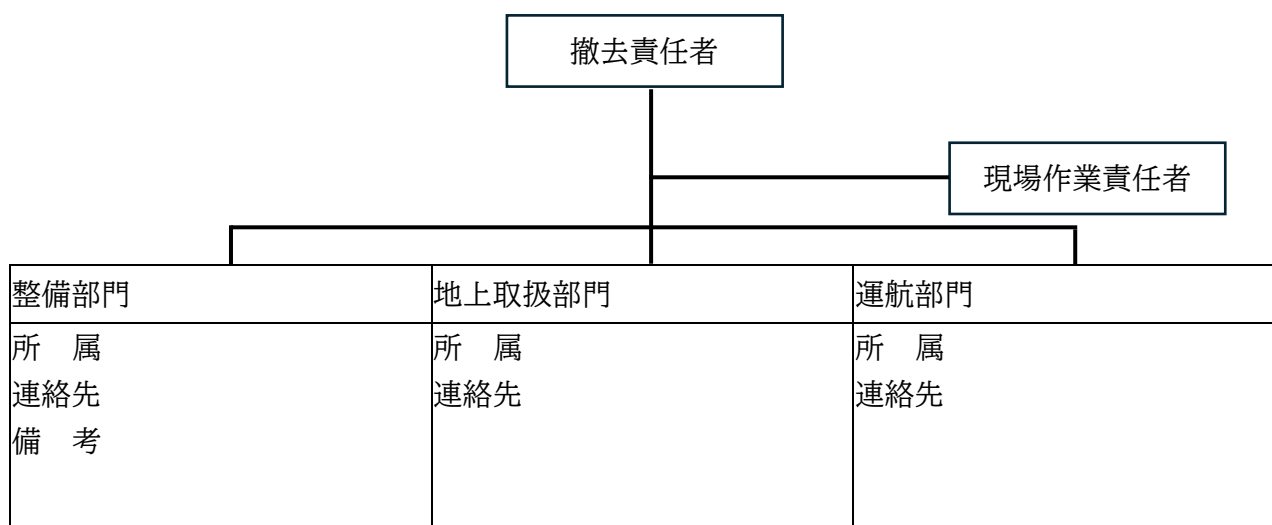
(2) 撤去責任者（航空機を撤去するために必要な技術上、経済上の決定を行うことのできる責任者）

会 社 名	
所属・役職	
氏 名	
住 所	
電話番号	
E-mail	

(3) 現場作業責任者（撤去責任者の元、現場で実際の撤去作業の調整、指示を行う責任者）

会 社 名	
所属・役職	
氏 名	
電話番号	

(4) 運航者撤去作業体制



(5) その他関係機関(本社・支援部門・保険会社等、撤去作業に係り連絡が必要な機関を記載)

関係機関名	連絡先	備 考

2. 機体撤去に必要な機材リスト(※航空機リカバリーキット及びそれに係る資機材、要員は除く)

(1) 機体撤去に必要な機材リスト

- ※ 資機材等の搬入出について、高松空港撤去計画に定める搬入出ルート以外のルートを使用する場合は、空港会社と調整のうえ、ルート図を添付すること。
- ※ 資機材等の搬入出において特殊車両通行許可が必要な場合は、搬入出ルートについて空港会社に調整のうえ、事前に必要な通行手続きを行い、許可を得たルートのルート図を添付すること。

(2) 機体撤去(資機材等の搬入出を含む)に必要な要員リスト

- ※ 資機材等の搬入出に交通規制等の安全措置が必要な場合はその要員も含むこと。

(3)航空機型式の最大離陸重量(MTOW)

航空機型式	重量(トン)	備考

※1 ポンド(lb) = 453.59 グラム(g) 、1 トン(t) = 2204.62 ポンド(lb)

(4)航空機リカバリーキットの手配・調達方法

①IATP (International Airlines Technical Pool)への加盟状況

IATP への加盟状況	有・無
IATP に加盟していない場合、必要に応じてスポット契約するか等	
リカバリーキットの調整先	
リカバリーキットの輸送方法	
備考	

※事前契約ではなく事案発生時に契約する場合はその方法を備考欄に記入すること。

②航空会社相互間の共同利用協定(プール協定)等の締結状況

項 目	有無	航空会社名
撤去機材	有 ・ 無	

3.撤去作業に関する方法

4.航空機からの燃料の抜き取りに関する方法

(1)航空機型式毎の最大燃料搭載量

航空機型式	燃料量(lb)	備考(燃料の種類等)

(2)燃料の抜き取り方法

機 材 等	
関係機関	
方 法 等	

※必要に応じて、消防機関を含む関係機関との連絡調整及び抜き取った燃料の処理方法等を含めること。

5. 撤去作業に使用する航空機リカバリーマニュアル等

6. その他参考となる事項

運航者撤去作業計画【サルベージ編】

使 用 者	
航空機型式	

【本計画が想定する場合】

航空事故等により航空機が重大な損傷を受け、機体が全損したとみなされる状態における航空機の撤去作業。

【撤去方法の概要】

1. 運航者撤去作業体制

※必要に応じて組織図等を添付すること。夜間等の緊急連絡先を含めること。

(1) 代表者

会 社 名	
所 属	
役 職	
氏 名	
住 所	
電話番号	
E-mail	

(2) 撤去責任者(航空機を撤去するために必要な技術上、経済上の決定を行うことのできる責任者)

会 社 名	
所属・役職	
氏 名	
住 所	
電話番号	
E-mail	

(3)現場作業責任者(撤去責任者の元、現場で実際の撤去作業の調整、指示を行う責任者)

会 社 名	
所属・役職	
氏 名	
電話番号	

(4)その他関係機関(本社・支援部門・保険会社等、撤去作業に係り連絡が必要な機関を記載)

関係機関名	連絡先	備考

2. 資機材等並びに要員リスト

※ 資機材等の搬入出について、高松空港撤去計画に定める搬入出ルート以外のルートを使用する場合は、空港会社と調整のうえ、ルート図を添付すること。

※ 資機材等の搬入出において特殊車両通行許可が必要な場合は、搬入出ルートについて空港会社に調整のうえ、事前に必要な通行手続きを行い、許可を得たルートのルート図を添付すること。

3.撤去作業に関する方法

4.その他参考となる事項

撤去機材を空港内に一時的保管する場合はその保管場所、保管方法等

(1)航空運送・航空機使用事業者向け

航行不能航空機の撤去作業に関する同意書

高松空港の使用に際して、航空機が滑走路等において航行不能の状態に陥った場合の対応について、以下の事項に同意します。

1. 原則として、航行不能航空機の撤去又は移動(以下「撤去等」という。)は当該機の使用者及び所有者(以下「運航者等」という。)の責任により行うこと。また、撤去等については空港運用への影響を考慮し、速やかに実施すること。
2. 撤去等については、原則、あらかじめ高松空港株式会社(以下「空港会社」という。)と調整し提出した「運航者撤去作業計画」に基づき行うこと。
3. 撤去作業の見通し等に関する情報について、速やかに空港会社に通知すること。
4. 上記の他、航空機撤去に必要な事項について、空港会社又は空港会社が指名する撤去作業調整者の指示に従うこと。
5. 撤去等に関連して生じた費用(撤去した航空機を保管(借り置き)する土地や施設の使用料、空港機能に損害を生じた場合の原状復帰に係る経費等を含む)について負担することとし、空港会社の指定する期日までに指定の方法により支払うこと。
6. 運航者等は、必要に応じ撤去作業の全部又は一部を空港会社に依頼することができるが、その場合は以下の事項に同意すること。
 - (1) 空港会社が撤去等を行う場合は、第三者に撤去作業や資機材の調達及び人員の手配を依頼することがあること。
 - (2) 空港会社が行った撤去作業並びに撤去に使用した資機材等の使用により生じた費用(機材借上賃、機材損料、役務費、運搬費等を含む)について負担することとし、空港会社が指示する方法により支払うこと。
 - (3) 空港会社が行った撤去作業によりやむを得ず生じた損害については、一切の請求を行わないこと。
 - (4) 空港会社が行った撤去作業により負傷者が発生した場合における運航者等に対する損害賠償請求を妨げないこと。
 - (5) 運航者等は撤去作業を空港会社に依頼する場合においても、最善の協力を行うこと。
7. 上記の履行について、運航者等が撤去等の見通しを立てるまでに相当の時間を要するなど、滞留旅客や気象状況等を総合的に考慮し、空港運用に甚大な影響を及ぼすと空港会社が判断した場合には、運航者等からの依頼によらず空港会社が運航者等に通告した上で、撤去等を行う場合があること。なお、その場合に生じる費用負担等について

ては上記6.に従う。

8. 上記事項の履行に際して障害が生じないよう、運航者等は必要に応じ、あらかじめ保険会社との間で調整を行うこと。
9. 運航者等は、他の運航者又は所有者と共同で航空機を所有又は使用している場合は、当該航空機のすべての運航者及び所有者の代理人又は代表者として本同意書に同意するものとし、本同意書と共に他の運航者及び所有者の委任状(様式5)又は同意書を提出すること。また、運航者等は、空港会社が本同意書に従って航行不能航空機を撤去等することによって他の運航者又は所有者に対して何ら責任を負うことのないよう必要な措置を取ること。
10. 空港会社が運航者等による本同意書の履行に疑義があると判断した場合には、当該運航者等に対して空港の使用の停止その他必要な措置がとられること。
11. 本同意書に定めのない事項又は本同意書の解釈について疑義が生じた場合は、誠意をもって協議に応じ、速やかに解決を図ること。

年 月 日

(住所又は所在地)

(氏名又は名称)

(代表者役職及び署名)



運航者撤去作業計画

(その他個人・会社)

作 成 日:年月日

使 用 者

氏 名:

住 所:

電話番号:

E-mail:

航空機が航行不能となった場合に備えるため、航行不能の種類に応じ【デバッグ編】【リカバリー編】【サルベージ編】について、それぞれ該当する型式に応じた運航者撤去作業計画を提出します。

なお、「高松空港航行不能航空機撤去要領」により空港会社が撤去作業を代行することを決定した場合は、空港会社に撤去作業の一部又は全部を委託するとともに、以下に記載の撤去に必要な資機材・要員等を空港会社に可能な限り提供します。

また、本計画の内容が変更となった場合は、計画を変更のうえ、ただちに空港会社に提出します。

運航者撤去作業計画【デバッグ編】

使 用 者	
登録記号及び 航空機型式	

【本計画が想定する場合】

航空機の損傷が比較的軽微である場合又は損傷が全くない状態で、滑走路又は誘導路上で航空機が動けなくなった状態や滑走路等からの逸脱した状態において、航空機を移動させる場合

【撤去方法の概要】

1. 運航者撤去作業体制

※必要に応じて組織図等を添付すること。夜間等の緊急連絡先を含めること。

(1) 使用者

氏 名	
住 所	
電話番号	
E-mail	

(2) 所有者(使用者以外の場合のみ記入)

名 前	
住 所	
電話番号	
E-mail	

※法人所有の場合は法人、共同所有の場合は代表者の名前等を記載すること。

(3) 撤去責任者(航空機を撤去するために必要な技術上、経済上の決定を行うことのできる責任者)

氏 名	
住 所	
電話番号	
E-mail	

※会社所属の場合は、「氏名」欄に会社名及び役職名を記載すること。

(4)現場作業責任者(撤去責任者の元、現場で実際の撤去作業の調整、指示を行う責任者)

氏 名	
住 所	
電話番号	
E-mail	

※会社所属の場合は、「氏名」欄に会社名及び役職名を記載すること。

(5)航空保険会社

会 社 名： 担当者名： 連 絡 先：

(6)その他関係機関(本社・支援部門等、撤去作業に係り連絡が必要な機関を記載)

関係機関名	連絡先	備 考

2.資機材並びに要員リスト

(1)機体撤去に必要な機材リスト

- ※ 空港内における資機材等の搬入出について、高松空港撤去計画に定める搬入出ルート以外のルートを使用する場合は、空港会社と調整のうえ、ルート図を添付すること。
- ※ 資機材等の搬入出において通行許可が必要な場合は、搬入出ルートについて空港会社に調整のうえ、事前に必要な通行手続きを行い、許可を得たルートのルート図を添付すること。

(2)機体撤去(資機材等の搬入出を含む)に必要な要員リスト

- ※ 資機材等の搬入出に交通規制等の安全措置が必要な場合はその要員も含むこと。

3.航空機部品等の手配・調達方法

(1)空港外から搬送する航空機部品等の手配・調達方法

航空機部品等名	場 所	輸送手段	時間(目安)	備 考

(2)その他参考となる事項

4.撤去作業に関する方法

5.その他参考となる事項

運航者撤去作業計画【リカバリー編】

使 用 者	
登録記号及び 航空機型式	

【本計画が想定する場合】

滑走路からの逸脱又は墜座、前脚又は主脚を含む損傷等のため、航空機リカバリーキット又はクレーンのような重機等を使用しなければ航空機を移動させることができない場合（全損を除く。）

【撤去方法の概要】

1. 運航者撤去作業体制

※必要に応じて組織図等を添付すること。夜間等の緊急連絡先を含めること。

(1) 使用者

氏 名	
住 所	
電話番号	
E-mail	

(2) 所有者（使用者以外の場合のみ記入）

名 前	
住 所	
電話番号	
E-mail	

※法人所有の場合は法人、共同所有の場合は代表者の名前等を記載すること。

(3) 撤去責任者（航空機を撤去するために必要な技術上、経済上の決定を行うことのできる責任者）

氏 名	
住 所	
電話番号	
E-mail	

※会社所属の場合は、「氏名」欄に会社名及び役職名を記載すること。

(4) 現場作業責任者（撤去責任者の元、現場で実際の撤去作業の調整、指示を行う責任者）

氏 名	
住 所	
電話番号	
E-mail	

※会社所属の場合は、「氏名」欄に会社名及び役職名を記載すること。

(5)航空保険会社

会 社 名:
担当者名:
連 絡 先:

(5)その他関係機関(本社・支援部門等、撤去作業に係り連絡が必要な機関を記載)

関係機関名	連絡先	備 考

2. 機体撤去に必要な機材リスト(※航空機リカバリーキット及びそれに係る資機材、要員は除く)

(1)機体撤去に必要な機材リスト

※ 空港内における資機材等の搬入出について、高松空港撤去計画に定める搬入出ルート以外のルートを使用する場合は、空港会社と調整のうえ、ルート図を添付すること。

※ 資機材等の搬入出において特殊車両通行許可が必要な場合は、搬入出ルートについて空港会社に調整のうえ、事前に必要な通行手続きを行い、許可を得たルートのルート図を添付すること。

(2)機体撤去(資機材等の搬入出を含む)に必要な要員リスト

資機材等の搬入出に交通規制等の安全措置が必要な場合はその要員も含むこと。

(3)航空機型式の最大離陸重量(MTOW)

航空機型式	重量(トン)	備考

※1 ポンド(lb)=453.59 グラム(g) 、1 トン(t)=2204.62 ポンド(lb)

(4)航空機リカバリーキットの手配・調達方法(必要に応じて記入)

※IATP が提供する航空機リカバリーキットを使用することを事前に調整している場合は、調整先、調整内容、輸送方法を記載すること。

3.撤去作業に関する方法

4.航空機からの燃料の抜き取りに関する方法

(1)航空機型式毎の最大燃料搭載量

航空機型式	燃料量(lb)	備考(燃料の種類等)

(2)燃料の抜き取り方法

機 材 等	
関係機関	
方 法 等	

※必要に応じて、消防機関を含む関係機関との連絡調整及び抜き取った燃料の処理方法等を含めること。

5. 撤去作業に使用する航空機リカバリーマニュアル等

※航空機リカバリーマニュアル等を添付することができる場合は、添付すること。

6. その他参考となる事項

運航者撤去作業計画【サルベージ編】

使 用 者	
登録記号及び 航空機型式	

【本計画が想定する場合】

航空機が全損した場合

【撤去方法の概要】

1. 運航者撤去作業体制

※必要に応じて組織図等を添付すること。夜間等の緊急連絡先を含めること。

(1) 使用者

氏 名	
住 所	
電話番号	
E-mail	

(2) 所有者(使用者以外の場合のみ記入)

名 前	
住 所	
電話番号	
E-mail	

※法人所有の場合は法人、共同所有の場合は代表者の名前等を記載すること。

(3) 撤去責任者(航空機を撤去するために必要な技術上、経済上の決定を行うことのできる責任者)

氏 名	
住 所	
電話番号	
E-mail	

※会社所属の場合は、「氏名」欄に会社名及び役職名を記載すること。

(4)現場作業責任者(撤去責任者の元、現場で実際の撤去作業の調整、指示を行う責任者)

氏 名	
住 所	
電話番号	
E-mail	

※会社所属の場合は、「氏名」欄に会社名及び役職名を記載すること。

(5)その他関係機関(本社・支援部門等、撤去作業に係り連絡が必要な機関を記載)

(航空機製造者)

会 社 名	
所属・役職	
氏 名	
電話番号	

(整備会社)

会 社 名	
所属・役職	
氏 名	
電話番号	

(警備体制等)

会 社 名	
所属・役職	
氏 名	
電話番号	

(その他)

関係機関名	連絡先	備 考

2. 機体撤去に必要な機材リスト

(1)機体撤去に必要な機材リスト

※ 空港内における資機材等の搬入出について、高松空港撤去計画に定める搬入出ルート以外のルートを使用する場合は、空港会社と調整のうえ、ルート図を添付すること。

※ 資機材等の搬入出において特殊車両通行許可が必要な場合は、搬入出ルートについて空港会社に調整のうえ、事前に必要な通行手続きを行い、許可を得たルートのルート図を添付すること。

(2)機体撤去(資機材等の搬入出を含む)に必要な要員リスト

資機材等の搬入出に交通規制等の安全措置が必要な場合はその要員も含むこと。

3.撤去作業に関する方法

4.その他参考となる事項

撤去機材を空港内に一時的保管する場合はその保管場所、保管方法等

(2) その他個人・会社向け同意書

航行不能航空機の撤去作業に関する同意書

運航中の航空機が何等かの事情により空港内において航行不能となった場合、当該航空機を空港の運用に影響を及ぼさない場所へ速やかに撤去又は移動（以下「撤去等」という。）する責任は、当該機の使用者及び所有者（以下「運航者等」という。）がこれを行う責務を有していることを確認すると共に、当該責務の全部又は一部を果たせない場合に備え、あらかじめ以下の事項に同意します。

1. 空港会社による航行不能航空機の撤去又は移動について

運航者等が死傷、その他の理由により、航空機の撤去等を自ら行う能力を有しないことが明らかであること、又は撤去等の見通しを立てるまでに相当の時間を要するなど、滞留旅客や気象状況等を総合的に考慮し、空港運用に甚大な影響を及ぼすことを高松空港株式会社（以下「空港会社」という。）が判断した場合は、運航者等からの依頼によらず、空港会社が撤去等を行う場合があること、並びに、以下の事項を承諾します。

- (1) 空港会社が撤去等を行う場合は、第三者に撤去作業や資機材の調達及び人員の手配を依頼することがあること。
- (2) 空港会社が行った撤去作業費用、撤去に使用した資機材等の使用により生じた費用（機材借上賃、機材損料、役務費、運搬費等を含む）及び撤去等に関連して生じた費用（撤去した航空機を保管（借り置き）する土地や施設の使用料、空港機能に損害を生じた場合の原状復帰に係る経費等を含む）について負担することとし、空港会社の指定する期日までに指定の方法により支払うこと。

2. 空港会社が行う撤去作業の方法

撤去作業は、原則、空港会社があらかじめ作成した撤去作業計画により行われること。

3. 免責

- (1) 撤去作業により運航者等にやむをえず生じた損害については、一切の請求を行わないこと。
- (2) 撤去作業により負傷者が発生した場合における運航者等に対する損害賠償請求を妨げないこと。

4. 保険会社との調整

上記事項の履行に際して障害が生じないよう、必要に応じて、あらかじめ保険会社との間で調整を行うこと。

5. 複数人による機材の所有者・使用者との調整

運航者等は、他の運航者又は所有者と共同で航空機を所有又は使用している場合は、当該航空機のすべての運航者及び所有者の代理人又は代表者として本同意書に同意するものとし、本同意書と共に他の運航者及び所有者の委任状(様式 5)又は同意書を提出すること。また、運航者等は、空港会社が本同意書に従って航行不能航空機を撤去等することによって他の運航者又は所有者に対して何ら責任を負うことのないよう必要な措置を取ること。

6. 本同意書の履行に疑義が生じた場合の措置

空港会社は、運航者等による本同意書の履行に疑義が生じた場合には、当該運航者等に対して空港の使用の停止その他必要な措置がとられること。

7. 協議

本同意書に定めのない事項又は本同意書の解釈について疑義が生じた場合は、誠意をもって協議に応じ、速やかに解決を図ること。

年 月 日

(住所又は所在地)

(氏名又は名称)

(代表者役職及び署名)



委 任 状

捨 印

住所 :

氏名 :

私は、上記の者を代理人として次の権限を委任します。

- 1 高松空港株式会社に対する航行不能航空機の撤去作業に関する同意書を作成及び提出し、同書に基づき、航行不能航空機の撤去又は移動を行い、また、高松空港株式会社が行う航行不能航空機の撤去又は移動に協力することに関する一切の件。

年 月 日

住 所 又 は 所 在 地 :

氏 名 又 は 名 称 :

代表者役職及び署名 :

⑨

高松空港撤去作業計画一覧

作成日:

[illegible]

航行不能航空機撤去実施計画					月 日 確定	
実施予定時刻	開始		終了			
運航者	運航者名		便名			
	代表者所属・氏名		連絡先			
航空機	国籍	登録記号		型式		
航空機 の状態	場所					
	状態					
使用する撤去作業計画						
航行不能航空機保管場所						
撤去作業 調整者等	撤去作業調整者	所属・氏名		連絡先		
	撤去責任者	所属・氏名		連絡先		
	現場作業責任者	所属・氏名		連絡先		
作業の段階	措置・作業		担当者	使用資機材	作業開始日時 ・終了日時	
	No.	内容	氏名・連絡先			
撤去作業前 の確認・実施 事項	1	事故等該当判断・現場検証調整	高松空港(株)空港運用グループ			
	2	資機材等搬入出ルートの確保	高松空港(株)保安防災グループ			
	3	地面整備、仮設道路の要否	高松空港(株)施設管理グループ			
	4	航空灯火の一時撤去の要否	高松空港(株)施設管理グループ			
	5	除雪の要否	撤去作業調整者			
	6	気象予報の確認・周知	高松空港(株)空港運用グループ			
	7	夜間作業の要否	撤去作業調整者			
	8	航空障害灯の要否	高松空港(株)施設管理グループ			
	9	一時保管場所の確保	高松空港(株)空港運用グループ			
	10	一時保管場所までの経路確保	高松空港(株)空港運用グループ			

	11	管制所との調整	高松空港(株)空港運用グループ		
撤去作業前の確認・実施事項	12	現場指揮所の要否	撤去作業調整者		
	13	旅客降機・搬送 (税関との調整を含む)	運航者		
	14	貨物の取り下ろし (税関との調整を含む)	運航者		
	15	航空機燃料等流出確認・対応	運航者及び高松空港(株)空港運用グループ		
	16	危険物仮取扱・貯蔵申請	高松空港(株)空港運用グループ		
	17	航空機燃料抜き取り	運航者		
	18	航空機燃料搬送等 (税関との調整を含む)	運航者		
	19	危険物(貨物、機体材料)確認	運航者		
	20	地下埋設物の確認	高松空港(株)施設管理グループ		
	21	制限区域内工事・作業調整	高松空港(株)空港運用グループ		
	22	警備の強化	運航者		
	作業の段階	措置・作業		担当者 氏名・連絡先	使用資機材
No.		内容			
撤去作業	1	地面整備、仮設道路の設置	高松空港(株)施設管理グループ		
	2	航空灯火の一時撤去	高松空港(株)施設管理グループ		
	3	除雪	高松空港(株)施設管理グループ		
	4	照明施設等の設置	運航者		
	5	航空障害灯の設置	高松空港(株)施設管理グループ		
	6	現場指揮所の設置	高松空港(株)空港運用グループ		

作業の段階	措置・作業		担当者	使用資機材	作業開始日時 ・終了日時
	No.	内容	氏名・連絡先		
作業完了後	1	撤去移動経路の清掃	運航者		
	2	掘削部分の整地	運航者		
	3	関係施設の点検	所管機関		

※必要に応じて図、表等を添付すること。

撤去作業記録簿

作成日			作成者			天気			気温			風速		
No.	作業内容	開始日時	終了日時	担当者	作業概要	使用資機材	撤去作業実施計画からの変更点			備考				
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
21														
22														
23														
24														
25														
26														
27														
28														
29														
30														
31														
32														

【事前準備段階】

(別図1)

①事前準備段階

撤去計画・空港会社撤去作業計画の作成

運航者撤去作業計画の作成・提出

同意書の提出

【事案発生時】

航行不能航空機の発生
⇒滑走路等閉鎖

②状況確認・作業検討
⇒撤去完了見込み時刻

②滑走路運用の可否判定

④撤去責任者等の指名

滑走路閉鎖
継続

③滑走路運用再開
(状況に応じて暫定
滑走路運用等)

⑤撤去作業実施計画
作成等各種調整

航空事故調査等

⑥撤去作業開始～完了

⑦滑走路運用再開 (又は暫定滑走路運用等終了)

【事案発生時】

⑧事後検討会の開催